

スポーツ・文化に対する指導者への謝礼支払における源泉徴収・事務手続ガイド

概要

○スポーツ指導者へ支払う謝礼は、受取者の名目が「謝礼金」「お車代」などであっても、実態が実技指導やコーチングの対価である場合、原則として 10.21%の源泉徴収が必要です。

○支払者が保護者会やスポーツ少年団などの任意団体（人格なき社团）であっても、指導者へ報酬を支払って源泉徴収を行う場合は、税務署へ「給与支払事務所等の開設届出書」を提出して手続を行う義務が発生します。

1. 源泉徴収の基本ルール

- 対象業務： スポーツや技芸の実技指導、監督・コーチ業務の対価
- 対象名目： 「謝礼」「指導料」「謝金」「お礼」「お車代」など、名称に関わらず実態が労務や指導の対価であれば課税対象
- 適用税率： 支払金額が 100 万円以下の場合は 10.21%
- 例外（除外ケース）：
 - 実費弁償： 交通費や宿泊費について、支払者が直接宿泊機関・交通機関へ支払った場合、または旅費実費相当額のみを支給し指導対価を含まない場合
 - 少額の贈答品： 社会通念上お礼として妥当とされる少額の菓子折りや記念品等の現物を渡す場合

2. 支払主体別の源泉徴収義務

支払主体	源泉徴収の要否	判断理由・条件
保護者会・スポーツ少年団 (任意団体・人格なき社团)	原則必要	会則や予算を有し組織的に運営されている場合、税法上の「人格なき社团」とみなされ、法人に準じて源泉徴収義務が発生します。
学校・PTA	必要	学校法人、自治体（公立学校）、組織的な PTA からの支払いは源泉徴収の対象となります。
完全な個人 (親が個人的に依頼)	不要	給与の支払いや他の源泉徴収対象の支払いを行っていない個人（常時 2 人以下の家事使用人のみへの給与支給等）は免除されます。

3. スポ少・任意団体における「給与支払事務所等の開設届出書」

スポーツ少年団などの任意団体であっても、指導者へ報酬（謝礼）を支払って源泉徴収を行う場合は、原則として「給与支払事務所等の開設届出書」の提出が必要になります。

なぜ必要なのか（提出の理由）

1. 源泉徴収の番号（整理番号）の発行： 税務署に「源泉徴収をして国に納付する義務がある団体」として登録するため。
2. 専用の納付書の取得： 団体名義の源泉所得税の納付書を取得・発行してもらうため（これがないと期日までに銀行や税務署で納付できません）。

届出書の書き方・ポイント（任意団体向け）

- 住所又は本店の所在地： 団体の連絡先（通常は現代表者の自宅住所）
- 氏名又は名称： 「〇〇スポーツ少年団」などの団体名
- 代表者氏名： 現代表者の氏名（代表者が交代した場合は都度「変更届出書」を提出）
- 開設年月日： 指導者への報酬支払を決定した日、または団体の設立日
- 届出の内容及び理由： 「開業又は法人の設立」にチェック

- 給与支払事務所等について（従業員数）：給与支給者がいなければ空欄、または「その他参考事項」欄に「外部指導者への報酬（謝礼）の支払いに伴う開設」と記載

提出期限および提出先

- 提出期限：事務（事務所の開設）を開始した日から1か月以内
- 提出先：団体の所在地（代表者の住所など）を管轄する税務署

作成・提出方法等（国税庁ホームページを参照してください）

- 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の様式（PDF/704KB）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/GEZ310.pdf>
- 給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_11.htm

4. 事務手続きの流れ

1. 源泉徴収額の計算・控除

支払額から10.21%を差し引き、残額を指導者へ支払います。

【計算例：謝礼として100,000円を支払う場合】

・源泉徴収額：100,000円 × 10.21% = 10,210円

・本人手取額：100,000円 - 10,210円 = 89,790円

2. 税務署への届出（初回のみ）

管轄税務署へ「給与支払事務所等の開設届出書」を提出します。

3. 税金の納付

通常：支払った月の翌月10日までに納付。

4. 支払調書の作成

同一団体から同一人に対する1年間（1月～12月）の支払金額の合計が5万円を超える場合に、1月に税務署への提出が必要となります。

※源泉徴収事務での1年間は暦年の1月1日～12月31日です。年度（4月～翌3月）ではないためご注意ください。

※税務署提出用の調書の様式に変更があるため、確認でき次第掲載します。

国税庁ホームページリンク

F1-3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（同合計表）

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100038.htm>

5. 国税庁リンク

- 第5 報酬・料金等の源泉徴収事務
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/aramashi2023/pdf/07.pdf>
- No. 2792 源泉徴収が必要な報酬・料金等とは
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2792.htm>
- No. 2793 報酬・料金等の源泉徴収義務者
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2793.htm>
- A2-7 給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_11.htm
- F1-3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（同合計表）
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100038.htm>